



Contentsquare契約書類 よくあるご質問 (FAQ)

Contentsquareの契約書類をご検討いただきありがとうございます。添付資料をご覧くださいにあたって、本FAQが、貴社において購入を検討されている商品及び弊社のクラウドサービスモデルがどのように機能しているのかをより良くご理解いただく一助となれば幸いです。

本FAQ（最初の4ページ）は、情報提供のみを目的として提供されるものであり、契約の一部を構成するものではありません。

1. Contentsquareはどのような商品を販売していますか?

Contentsquareは、一对多数のクラウド提供モデルを使って、ウェブ上で機能するクラウドアプリケーションを提供しています。サービスの更新及びバックアップはContentsquareにより行われます。すべてのお客様は、Contentsquareのアプリケーションの同じバージョンを利用します。Contentsquareはサービスを単一のコードラインにより提供するため、特定のアプリケーションのすべてのお客様は同じバージョン、すなわち同一の運用インフラストラクチャーならびにセキュリティおよびサポートオペレーションを使用することになります。

2. Contentsquareはお客様のデータをどのように保護していますか?

お客様のデータを安全に管理することは、Contentsquareの最重要課題です。Contentsquareは、最先端の技術、サービスの性質および目的、法的環境、ならびにお客様のセキュリティおよび秘密保持のニーズを考慮した包括的なセキュリティプログラムを実施しています。Contentsquareは、技術の変化や法律および事業の環境の変化を踏まえて、このセキュリティプログラムを検査、評価、調整しています。詳細については、下記および質問4をご覧ください。

データセキュリティ:

Contentsquareのセキュリティプログラムは、Contentsquareのセキュリティ基準別紙、ISO27001およびISO27701認証、ならびにContentsquareに関する最新のSOC報告書において説明されている管理方法を採用しています。ISO27001及びISO27701認証並びにSOC報告書はSOC Type II監査であるため、独立監査人が当社の管理体制の運用上の有効性について証明しています。Contentsquareは、データのセキュリティ管理を実施している客観的な証拠をお客様に提供しており、監査報告書に記載されたデータ管理の監査結果はお客様に公開されております。このように、お客様はデータのセキュリティ管理について独自に検証および確認を行うことができるようになっております。かかるデータのセキュリティ管理については、マスターサービス契約別紙Aにおける当社の誓約に従い、同契約期間中重大な変更が加えられることはありません。当社のセキュリティプログラムの詳細については、当社の「技術的なセキュリティ対策」(<https://contentsquare.com/wp-content/uploads/2021/08/Technical-Security-Measures-2021.pdf>) をご覧ください。

データプライバシー:



- データ処理に関する補遺：マスターサービス契約は、Contentsquareによる個人データの処理に関する条件の詳細を定めています。データ処理に関する補遺は、データ処理者としてのContentsquareに適用されるデータ保護法との関連で、お客様に契約上の保護を提供するものです。当社のデータ処理の詳細については、「Contentsquareのデータ処理に関する10の知っておくべきこと」 (<https://contentsquare.com/privacy-center/10-things-to-know-cs-data-processing/>) をご覧ください。
- 利用制限：マスターサービス契約の第5条および第6条に基づき、Contentsquareは、本サービスの提供、サポートもしくは改善に必要な場合、またはマスターサービス契約、ドキュメンテーションもしくは顧客の指示に基づく場合を除き、お客様のデータを使用しないことを誓約します。
- 収集する個人データ：Contentsquareのプラットフォームは、設計上IPアドレス、ユーザーID、行動データの3種類の個人データのみを収集するようにプログラムされています。当社は、システム上他のいかなる種類の個人データも受け取りません。当社は、お客様のウェブサイトのHTMLおよびテキストフィールドからContentsquareプラットフォームへ上記3種類以外の個人データが転送されることを防止するための、ブロック用のJavascriptのコードを提供します。当社の担当チームが、お客様のウェブサイトにブロック用のスクリプトをインストールするための説明書を提供することも可能です。

コンプライアンス:

マスターサービス契約第7条に基づき、Contentsquareはデータプライバシー法を含む適用あるすべての法令を遵守することを保証します。

3. なぜ当社のセキュリティおよびプライバシーの基準を契約に使うことができないのでしょうか?

Contentsquareは、お客様のデータのセキュリティおよび完全性を確保し、セキュリティの脅威およびデータ侵害から保護し、お客様のデータへの不正アクセスを防止するために設計された、包括的なセキュリティプログラムを実施しています。Contentsquareのセキュリティプログラムの詳細は、当社のセキュリティ基準別紙、第三者機関によるセキュリティ監査、および国際的な認証に詳述されています。真のクラウドプロバイダとして、Contentsquareは、すべてのお客様が一つのプラットフォームと単一バージョンのサービスを共有しつつも論理的に分離されているマルチテナント型のプラットフォームを運用しています。当社のあらゆるセキュリティ管理はクラウド環境を念頭に置いて設計されており、一貫したセキュリティ管理がお客様からのデータが存在するすべての環境を含む各アプリケーションに適用されます。Contentsquareは、現在の監査報告書（例：SOC1、SOC2）およびセキュリティ基準別紙に記載されたデータ保護の水準を大きく変更しないことを誓約します。また、当社のプライバシー管理は、当社の「データ処理に関する補遺」に規定されており、また、当社のISO27701認証に反映されていることから、Contentsquareがデータ処理者として適用されるデータ保護に関する法律を遵守していることについては契約上担保されています。これらのデータ管理は、当社の一対多数のビジネスモデルの一部を構成し、サービスの可用性、目標リカバリータイム、目標リカバリーポイント、およびセキュリティに関するサービス水準に関するContentsquareの誓約を遵守することを可能とするとともに、Contentsquareがすべてのお客様の利益のために当社のセキュリティおよびプライバシープログラムを継続的に強化し発展させることを可能にします。しかしこれは、私たちが一対多数のビジネスモデルを維持したまま個々の顧客のセキュリティおよびプライバシーに関する基準またはポリシーを遵守する旨契約上誓約することができないことを意味します。Contentsquareは、お客様に対し、当社のセキュリティおよびプライバシー管理の実効性について、透明性、可視性、継続的な保証を提供するため、第三者による審査を実施し、その結果をお客様の要請に応じて提供しています。



4. Contentsquareはサービスレベルコミットメントを提供していますか?

はい、Contentsquareはサービスレベルコミットメントを有しており、お客様はいつでも参照することができます。Contentsquareのクラウドデリバリービジネスモデルの成功は、一対多数のインフラストラクチャの効率性が基礎となっています。Contentsquareは、すべてのお客様について同一の事業モデルを運用しているため、サービスレベルコミットメントの内容をお客様ごとに変更することはできません。Contentsquareは、サービスレベルコミットメントについて一定の不遵守があった場合には一定のサービスクレジットを提供します。その詳細については、マスターサービス契約のSLCクレジットに関する条項をご覧ください（併せて「サポートパッケージおよびサービスレベルコミットメント」 (<https://contentsquare.com/legal/support-package-sla/>) もご参照ください。）。

5. Contentsquareの価格算定方法とは?

Contentsquareのビジネスモデルは、お客様のデータトラフィック量、他の測定基準、および一部のサービスについては利用状況に基づいたサブスクリプション価格モデルに基づいて構成されています。契約期間中は、契約料金を減額することはできません。Contentsquareは、その理由の如何を問わず（お客様が他の事業者を買収された場合等）、お客様のデータトラフィック量または利用状況の減少に基づく契約料金の減額請求に応じることはできません。

6. 当社の都合による契約終了は可能でしょうか?

Contentsquareとの契約をお客様の自己都合により解除することはできません。Contentsquareの事業モデルにおける基本的な要素として、お客様と当社は複数年契約を締結し当該期間契約に拘束されることとなります。

7. 当社は試験期間を設けることができますか?

Contentsquareのクラウドビジネスモデルは他のビジネスモデルと根本的に異なります。Contentsquareはすべてのお客様に対して単一のコードラインで本サービスを実行しているため、当社のサービスの実行可能性は、同一のコードラインで事業を行っている既存のお客様によってすでに実証されているといえます。したがって、Contentsquareのビジネスモデルに試験期間という概念は存在しません。

8. 当社はContentsquareを監査することができますか?

Contentsquareのサービスおよび施設の安全を維持するため、Contentsquareが監査を受け入れることについては慎重に判断しております。Contentsquareがセキュリティ管理を実施しているという客観的な証拠をお客様に提供するために、Contentsquareは独立した第三者の関与のもと、SOC2監査報告書ならびにISO27001およびISO27701認証を作成しています。お客様が当該報告書および認証の対象となっていない項目について独自の監査を実施することを希望される場合、Contentsquareは、お客様が有料で参加することができる組織的な実地での監査プログラムを用意しておりますが、無償でのペネトレーションテストは受け付けておりません。

9. Contentsquareは無責任を負いますか?

Contentsquareは、お客様がデータ保護および違反の場合の救済について関心があることを理解しております。Contentsquareは、この点について業界でも独自の体制を構築しており、個人識別情報の侵害に伴う直接の費用を負担し、お客様に特に高い水準の保護を提供してきました。



- 責任制限の例外としての特定の救済: マスターサービス契約第11条において、Contentsquareは、(1) すべてのお客様のために、当社の承認するフォレンジック調査会社を起用してデータ違反の原因を判定するために必要なフォレンジック調査を実施し、当該結果をお客様と共有するとともに、(2) (適用法令により要求される場合) 関連する政府および業界の自主規制機関ならびにメディアに当該データ違反の届出を行うこととなっています。
- 責任制限の対象となるその他の損害 / 侵害: Contentsquareは、マスターサービス契約第10条に定める知的財産に関する当社の補償、および同第11条第4項に定める当社の故意の違法行為、重大な過失または詐欺から発生する違反について、無限責任を負います。その他のあらゆる損害賠償およびマスターサービス契約の違反については有限帰任 (マスターサービス契約の第11条を参照) の対象となるというのが、Contentsquareのビジネスモデルの基本原則になります。



Contentsquare マスターサービス契約書

Contentsquare Japan合同会社 およびその関連会社（以下、総称して「コンテンツスクエア」といいます）が署名した各注文書は、このContentsquareマスターサービス契約（注文書と合わせて「本契約」といいます）の条件に従うものとします。本契約では、コンテンツスクエアと顧客をそれぞれ「当事者」または総称して「両当事者」と呼ぶことがあります。

顧客によるコンテンツスクエアの製品およびサービスの購入は、すべて本マスターサービス契約の条件に従うものとし、本マスターサービス契約は、顧客とコンテンツスクエアとの間の法的な拘束力を有する執行可能な契約を構成する。顧客は本マスターサービス契約の諸条件を注意深く読む責任を負い、実際にすべての条件を読んだ上で、それらをすべて承諾したことを確認する。

1. 定義

- (1) 「アカウント」とは、CSソリューションを使用するためのコンテンツスクエアのアカウントを意味する。
- (2) 「関係当事者」とは、第三者コンサルタント、請負業者および各当事者の関連会社を意味する。
- (3) 「関連会社」とは、直接的または間接的に、一または複数の者を通じて、当事者を支配し、当事者に支配され、または当事者と共通の支配者を持つ他の事業体を意味する。ここで「支配」という用語（「支配される」および「共通の支配者を持つ」という用語を含む。）は、議決権証券の所有、契約またはその他形式を問わず、事業体の経営および方針を指示し、または指示させる権限を直接または間接に保有することを意味する。
- (4) 「契約期間」とは、当初期間およびその後の更新後期間を意味する。
- (5) 「契約料金」とは、注文書に記載される顧客がコンテンツスクエアに支払うすべての料金を意味する。
- (6) 「更新後期間」とは、第13条第1項に定める期間を意味する。
- (7) 「顧客サイト」とは、顧客または顧客関連会社が所有し運営するウェブサイトのURLおよび/またはネイティブモバイルアプリケーションであって、スクリプトを実行しCSソリューションを稼働させる対象として顧客およびコンテンツスクエアが注文書において合意したものを意味する。CSソリューションは、コンテンツスクエアが書面で別途明示的に同意しない限り、注文書に記載されていない顧客のウェブサイトまたはモバイルアプリケーションでは稼働しないものとする。
- (8) 「顧客データ」とは、(i) 形式を問わずCSソリューションのアクセスおよび使用のために顧客またはユーザーにより提供され、または入力されるデータ、資料または情報、(ii) アクセスデータ、(iii) ユーザーデータ、ならびに (iv) 上記に由来するすべての情報を意味し、CSソリューションを通じた上記の情報処理の結果を含む。
- (9) 「収集対象個人データ」とは、CSソリューションが収集するよう設計された訪問者の個人データ、すなわち、IPアドレス、ユーザーID（クッキーID）およびオンライン行動データを意味する。



- (10) 「スクリプト」とは、コンテンツスクエアが作成し顧客に提供するJavaScriptであって、顧客サイトで実行することによりCSソリューションと相互作用し、収集対象個人データ以外の個人データのブロックを含むCSソリューションの機能を発動するものを意味する。
- (11) 「知的財産権」とは、特許、発明、実用新案、著作権および関連する権利、ロゴおよびサービスマーク、商号、事業およびドメイン名、製品デザインに関する権利、営業権または詐称について訴訟を提起する権利、不正競争防止に関する権利、意匠権、コンピュータ・ソフトウェアに関する権利、データベース権、半導体およびトポグラフィー権、著作者人格権、秘密情報（ノウハウおよび企業秘密を含む。）に関する権利、ならびにその他の知的財産権を含むがこれらに限定されない、世界のあらゆる地域におけるすべての知的財産権を意味し、登録されているか未登録であるかを問わず、そのような権利に関するすべての申請および更新または延長を含み、また現在または将来存続するかもしくは存続する可能性のあるすべての類似または同等の権利または保護の形式を含む。
- (12) 「注文書」とは、両当事者が署名する大要別紙2の様式によるCSソリューション（および該当する場合は追加サービス）の注文書を意味し、各注文書は本マスターサービス契約とともにコンテンツスクエアおよび顧客の間の別個独立した契約を構成する。
- (13) 「注文書発効日」とは、注文書に記載する発効日を意味する。
- (14) 「追加サービス」とは、注文書に詳細が記載される、第4条に基づいて提供される専門的サービスを意味する。追加サービスには、(i) 研修サービス、(ii) スクリプトの実行に関する支援、(iii) CSソリューションのセットアップ、(iv) CSソリューションにより収集されたデータの包括的な監査分析報告書の提供、ならびに(v) サポートおよびメンテナンスサービスが含まれるが、これらに制限されない。
- (15) 「データ保護法」とは、個人データのプライバシー、セキュリティおよび処理に関する設立準拠法域の法律、規則および規制、ならびに外国の法律および政府発行の規則、規制、ガイドライン、命令および要請（現在効力を有するか、のちに実施、変更または改定されるものかを問わない。）を意味し、当事者に適用のあるあらゆる法域のデータ保護法及び関連する規制を含む。
- (16) 「当初期間」とは、注文書に定める当初の契約期間を意味し、注文書発効日から開始する。
- (17) 「ドキュメンテーション」とは、コンテンツスクエアが本関連契約に基づき顧客に提供するCSソリューションに適用されるすべてのガイド、ユーザーマニュアルおよび他の技術的必要事項を意味し、随時顧客に提供されるアップデートを含む。
- (18) 「秘密情報」とは、口頭または書面の別および本契約締結日の前後を問わず、一方当事者（以下「開示当事者」という。）から他方当事者（以下「受領当事者」という。）に直接または間接に提供されるあらゆる秘密の情報を意味する。秘密情報には、公知ではない本関連契約に関する情報、非公開の財務情報/データ、事業計画またはビジネスモデル、マーケティング戦略、販売予測、サプライヤーリスト/名称、および顧客データが含まれるが、これらに限定されない。ただし、秘密情報には、(a) 開示時に受領当事者が知っていたかもしくは公知であった情報、もしくは開示後受領当事者の責めに帰さない事由により公知となった情報、(b) 開示された秘密情報を参照もしくは利用することなく、受領当事者が独自に開発もしくは創出した情報、(c) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当な方法で受領した情報、または(d) 開示当事者の書面による事前の承諾を得て受領当事者が開示した情報は含まれないものとする。



- (19) 「ページビュー」とは、顧客サイトの訪問者が顧客サイトを利用することにより、コンテンツスクエアにおいて新たな情報の収集および処理が発生することを意味する。顧客サイトにおけるページビューの上限数は注文書において規定される。顧客サイトの訪問者による顧客サイト上での活動またはそれによる何らかのウェブ技術の発動により、URLの変更を伴わないウェブページの内容の変更が生じた場合、それは別個のページビューとして計算する。
- (20) 「訪問者」とは、顧客サイトの訪問者を意味する。
- (21) 「訪問者データ」とは、(i) 訪問者のシステムの技術的情報（例：OS、IPアドレス、クッキーID、スクリーン解像度、タイムゾーン）、(ii) 顧客サイト上の訪問者の活動に関連する情報（例：マウスクリック、スクロール、移動、クリック、タップ、閲覧ページ）、および (iii) 訪問者のその他の個人データ（収集対象個人データを含む。但し、第7条の定めに従う。）を含む、顧客によるCSソリューションの利用に関連してコンテンツスクエアが収集または受信した訪問者に関するデータを意味する。
- (22) 「本関連契約」とは、本マスターサービス契約書（別紙を含む。）ならびに関連する記入および署名済み注文書を意味する。
- (23) 「ユーザー」とは、本関連契約にしたがって本関連契約の目的のために顧客または顧客の関連会社からCSソリューションへのアクセス権を付与されたそれらの従業員、代理人および請負業者を意味する。
- (24) 「ユーザーデータ」とは、氏名、電子メールアドレス、IPアドレス、クッキーID、利用およびオンライン行動データを含む、CSソリューションの利用に関連してコンテンツスクエアが収集または受信したユーザーに関するデータを意味する。
- (25) 「CSソリューション」とは、本関連契約に基づき顧客が注文書にて注文するCSデジタルエクスペリエンスプラットフォームおよびその他のコンテンツスクエアの製品を意味する。CSソリューションには、コンテンツスクエアが随時提供するアップグレードおよびアップデートが含まれる。

2. サービス購入およびアカウント

1. コンテントスクエアは、契約期間中、本関連契約の定めにしたがって注文書に記載されたCSソリューションへのアクセス権を顧客に付与するものとする。
2. CSソリューションへのアクセスおよびその利用のため、顧客はコンテンツスクエアにアカウントを作成するものとする。アカウントを設定する際、顧客は最新の、完全かつ正確な情報を提供しなければならない。顧客は、アカウント、ログイン情報およびパスワードのセキュリティを管理する責任を負い、アカウントパスワードの紛失、盗難または不正開示を防止するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとする。顧客は本関連契約の条件に従い、顧客自身ならびに顧客のユーザーおよび関係当事者によるアカウントの使用について全面的に責任を負う。本関連契約に基づく情報セキュリティに関する義務のほか、コンテンツスクエアは、顧客が第2条を遵守しなかったことに起因するいかなる損失または損害に対しても責任を負わないものとする。各当事者は、本アカウントの不正アクセスもしくは不正使用またはセキュリティ違反を知った場合、速やかに他方当事者に通知する。

3. CSソリューションの利用

1. 契約料金の支払いを含む本関連契約の規定に基づき、コンテンツスクエアは、契約期間中、顧客に対して、(i) スクリプトを顧客サイトに複製、インストールおよび統合し、(ii) サービスソフトウェア (SaaS) としてのCSソリューションにアクセスし利用するための、限定的、非独占的で、譲渡お



よびサブライセンスが不能な権利および実施許諾を付与する。かかる権利および実施許諾の行使は、本関連契約およびドキュメンテーションに従うものとする。

2. 顧客は、自らまたは第三者、ユーザーもしくは関係当事者を通じて、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) CSソリューションについて修正、改作、フレーム化、ミラーリング、公開、再公開、ダウンロードもしくは翻訳を行い、またはその他派生物を作成すること。
 - (2) CSソリューションについてリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行い、またはその他の方法でスクリプト、CSソリューションもしくはそれらの一部のソースコードを解明しようとする。
 - (3) 本関連契約で許容されている場合を除き、CSソリューションをレンタル、リース、販売、譲渡、サブライセンスし、またはその他の方法でCSソリューションに関する権利を移転すること。
 - (4) 第三者にサービスを提供するためにCSソリューションまたはその一部を利用すること
 - (5) CSソリューションまたはその一部に付された権利の帰属に関する有表示またはラベルを除去すること。
 - (6) CSソリューションまたはその一部の動作を妨害し、または妨害しようとする意図で何らかのデバイス、ソフトウェアまたはルーティンを使用、投稿、送信または導入すること。
 - (7) 違法な目的でCSソリューションまたはその一部を使用すること。
3. 顧客は、本関連契約およびドキュメンテーションの規定に従って、CSソリューションを専ら顧客の社内業務のために使用するものとする。顧客は、(i) スクリプトまたはCSソリューションをタイムシェアリングの用に供し、またはアプリケーションサービスプロバイダもしくはサービス提供機関をして第三者のために使用させてはならず、(ii) 本関連契約に基づき付与されるライセンスの範囲を超えてスクリプトまたはCSソリューションを利用してはならず、また(iii) 本関連契約の終了後にスクリプトまたはCSソリューションを利用してはならない。顧客は、本関連契約の終了後もCSソリューションを継続して利用することにより、コンテンツスクエアに回復不能の損害が生じる可能性があることを認識し了解する。かかる利用が発生した場合、コンテンツスクエアは、その権利を保護するために必要かつ適切なすべての措置を講じることができるとする。
4. コンテンツスクエアは、顧客またはそのユーザーが第3条に違反したまたは違反したと合理的に疑われる場合、その裁量により、当該顧客またはユーザーによるスクリプトまたはCSソリューションへのアクセスを無効にすることができ、かかる場合、コンテンツスクエアは本関連契約に基づき有する権利を失わず、また顧客またはユーザーに対して責任および損害賠償義務を負わないものとする。
5. 顧客は、顧客の社内業務上必要である場合に限り、本関連契約において付与されたCSソリューションおよびスクリプトに対する権利の行使およびライセンスの実施を、その関係当事者に許可することができる。当該関係当事者によるCSソリューションの使用またはアクセスは、注文書に記載される契約条件、制限または制約を変更するものではない。顧客が本項に基づき関係当事者にCSソリューションのアクセスまたは利用を許可する場合、顧客は、関係当事者が本関連契約を遵守することを確保するとともに、関係当事者がCSソリューションの利用に関して本関連契約に違反した場合、当該関係当事者の作為または不作為につきいかなる場合でも責任を負うものとする。
6. 各当事者は、CSソリューション、スクリプトおよび追加サービスの提供、利用またはアクセスに関して、適用されるすべての法令、規則および規定を遵守することを保証する。
7. 顧客は、CSソリューションと、別途（注文書の外で）第三者から購入しインストールした他の商品、技術および/またはサービス（以下「第三者製品」という。）とを連携することができ、コンテンツスクエアは、かかる連携を可能とするために一定の統合機能（以下「統合機能」という。）を提供することができる。顧客は、第三者製品にアクセスし、または統合機能を使用する場合、自己の責任によりこれを行う。第三者製品の使用については、専ら当該第三者製品に適用される条件に従う



(顧客は当該条件を重要な点において遵守するものとする。)ものとし、何らかの第三者製品を通じて締結された契約または完了した取引は、顧客と関連する第三者との間のものであり、コンテンツスクエアと顧客との間に何らの法律関係も生じないものとする。コンテンツスクエアは、第三者製品、統合機能または顧客と関連する第三者と間の契約および取引の内容もしくは利用または通信に関して、いかなる表明も行わず、またいかなる責任も義務も負わないものとする。顧客は、第三者製品または統合機能の利用にはCSソリューションとの顧客データのやりとりが含まれる可能性があることを認識している。顧客は、顧客またはユーザーが第三者製品または統合機能をインストールまたは有効にする場合、当該第三者製品とCSソリューションの相互作用に必要な限度または顧客が承認もしくは指示する限度で、コンテンツスクエアに対して、当該第三者製品の提供元がコンテンツスクエアの収集した顧客データにアクセスすることを許可する権利を付与する。顧客が注文書において第三者製品または統合機能に加入する場合、顧客は、当該第三者製品またはサービスに適用される条件に拘束されることに明示的に同意したものとみなされる。

8. コンテンツスクエアは、CSソリューションおよび追加サービスのサポートとして (i) サービスパートナーであるConverteoおよび (ii) 右記のURL: <https://contentsquare.com/privacy-center/subprocessors/> に列挙された者を含む第三者のサービスまたは製品を使用することができる。コンテンツスクエアは、当該再委託先による履行および本関連契約に基づくすべての義務の遵守につき引き続き責任を負うものとする。
 9. 顧客が代理人としてまたはその他の立場で第三者（以下「第三者」という。）の利益のためにサービスを提供している場合、顧客は、(i) 顧客が第三者のために行動する権限を与えられていること、および (ii) 顧客によるCSソリューションの利用に関連して第三者に属する顧客データを収集し閲覧する権限を与えられていることを表明し保証する。顧客は、第三者をして本関連契約の規定を遵守することに同意させるものとする。ただし、顧客は、当該第三者による作為、不行為または本関連系意思の違反につき引き続き責任を負う。
 10. 顧客は、コンテンツスクエアに対して、そのサービスに関し、提案、拡張もしくは機能性に関するコメントまたはその他のフィードバック（以下「フィードバック」という。）を提供することができる。ただし、フィードバックの提供にあたり顧客データを提供してはならない。コンテンツスクエアは、その裁量により、リクエストのあった拡張、新性能または機能を含む、フィードバックに沿った開発を進めるか否か決定するものとする。顧客はコンテンツスクエアに対し、(a) フィードバックの複製、配布、送信、展示、実行、および派生物の作成、ならびに (b) フィードバックまたはそのテーマの利用（フィードバックまたはそのテーマを実践または体現するような製品またはサービスの開発、製造、マーケティング、販売促進、販売、販売申込、輸入、賃貸、提供またはリースを行う権利を含むがこれらに制限されない。）に関する、ロイヤリティおよびアップフロントフィー不要の、譲渡およびサブライセンスが可能、取消不能のライセンスを永久的に付与するものとする。
4. 追加サービス
1. 顧客は、両当事者の合意および一以上の別個の注文書の発行により、追加サービスを購入することができる。注文書に別段の記載がない限り、すべての追加サービスは、注文書に定める期間内に消費されなければならない。当該期間内に消費されなかった本追加サービスは、当事者の特段の行為を要することなく自動的に放棄される。
 2. コンテンツスクエアは、一般に認められた商習慣および基準に従い、専門的かつ合理的な方法で追加サービスを提供する。かかる保証は、明示かまたは黙示かを問わず、他のすべての保証および条件に代わる排他的なものであつて、その他のいかなる黙示の状態、保証または条件（満足できる品質、目的適合性または説明との適合性に関する黙示の条件を含む。）も追加サービスには適用されないものとする。本項に基づく保証の違反があつた場合、コンテンツスクエアは、顧客に追加料金を請求することなく、当該保証の違反を是正するために追加サービスを再度履行するものとする。



3. コンテントスクエアは、両当事者間に書面による別段の合意がない限り、追加サービスをコンテントスクエアの事業所から遠隔で引き渡すものとする。顧客に追加サービスを実施するためにコンテントスクエアの人的物的資源が顧客または他の第三者の施設に移動する必要がある場合、顧客の書面による事前の承諾を得た上で、顧客は、顧客が事前に書面で承諾した限度かつ顧客の業務委託先の旅費の負担に関する方針に準拠して、追加サービスに関連してコンテントスクエアが適切かつ合理的に負担したすべての旅費、宿泊費およびその他の実費を負担するものとする。
4. コンテントスクエアは、注文書に定めるサポートレベル（以下「サポートパッケージ」という。）に従って、顧客に技術サポートサービス（以下「サポートサービス」という。）を提供する。サポートサービスおよびサポートパッケージ（併せて以下「サービスレベルコミットメント」という。）の詳細は、右記のリンク先で提供される：<https://contentsquare.com/legal/support-package-sla/>。コンテントスクエアは、顧客に対して事前に書面で通知することにより、随時サポートパッケージを更新することができる。ただし、かかる更新は、その時点で有効なサポートサービスの水準に悪影響を及ぼすものであってはならない。顧客は報告された問題に関する十分なデータ提供をコンテントスクエアに対して行うものとし、コンテントスクエアが関連するサポートパッケージに基づくサポート義務を履行するために、合理的に協力するものとする。
5. 財産権
 1. 顧客は、スクリプトおよびCSソリューションならびにそれらに関するすべての知的財産権（コンテントスクエアによりまたはコンテントスクエアのために作成されるすべてのアップデート版、拡張版、派生物、修正版または改良版を含む。）が、コンテントスクエアおよび/またはそのライセンサーの独占的財産であることを了承する。本関連契約に明示的に記載される場合を除き、本関連契約は、顧客に対し、スクリプトまたはCSソリューションに関する知的財産権またはその他の権利もしくはライセンスを付与するものではない。コンテントスクエアは、本関連契約において顧客に明確に付与されていない知的財産権に関するすべての権利、権原および権益を明示的に留保する。
 2. コンテントスクエアは、顧客またはその関連会社が、本関連契約の契約期間中、コンテントスクエアにおいてアクセス可能な顧客データ、顧客サイトおよび顧客データに関するあらゆる知的財産権ならびにその他の専有財産の唯一の所有者であることを確認し、これを了承する（または、適用のある場合、コンテントスクエアがこれらに対して有効なライセンスを有していることを確実にする。）。顧客は、契約期間中、コンテントスクエアおよびその関連会社に対して、本関連契約に基づく義務を履行するために必要な範囲において顧客データおよびその知的財産権を使用するための限定的かつ非独占的であり、サブライセンスが不能な、法域を問わずロイヤリティが発生しない権利およびライセンスを付与するものとする。また、顧客は、コンテントスクエアおよびその関連会社に対して、コンテントスクエアが提供するサービスを調査、開発、修正、改善またはサポートするために顧客データを収集し使用する、非独占的、永久的、全世界的な、ロイヤリティフリーの権利およびライセンスを付与するものとする。コンテントスクエアはまた、自社製品と他社製品を比較検討するために、顧客、顧客のユーザーまたは訪問者を直接的に識別できないまたは合理的に識別するために使用されることがない匿名化または集合体化が施された形式でデータを使用することができる。いかなる場合においても、コンテントスクエアはマーケティングまたは宣伝広告を目的として第三者に顧客データを販売または移転してはならない。
6. 秘密保持
 1. 受領当事者は、秘密情報を本関連契約の目的のためにのみ使用するものとし、本関連契約の目的のために本秘密情報を知る必要があり、かつ少なくとも本条に定めるのと同等の秘密保持義務に服する関係当事者を除き、いかなる者に対しても、秘密情報を複製、配布または開示しないものとする。受領当事者は、すべての秘密情報を善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。
 2. 受領当事者は、秘密情報を以下の場合に限り開示することができる。



- (1) 開示当事者が書面により承認した場合。
 - (2) 法律または裁判所もしくは他の政府機関の有効な命令を遵守するために必要な場合。
 - (3) いずれかの当事者の権利を主張するために必要な場合。
- ただし、第2号および第3号に該当する場合、受領当事者は、(ア)法令上許容される限度で、必要な開示事項の詳細を速やかに開示当事者に通知するものとし、また(イ)開示当事者が自らの費用負担において当該開示を防止し、または当該開示が関係者の適切な秘密保持義務のもと行われることを確保するために取り得る措置を講じることができるよう、開示当事者が合理的に要求するあらゆるサポートを提供するものとする。
3. 受領当事者は、その関係当事者が本条に基づく受領当事者の義務を完全に遵守することを保証する。
 4. 各当事者は、秘密情報のアクセスを有する者が本関連契約の規定に違反した、または違反しようとしていることを知った場合、またはそう信じるに足る理由がある場合、直ちに他方当事者に通知するものとし、また、他方当事者が当該人物に対する差止救済を求める際に合理的に協力するものとする。
 5. 本関連契約が終了した場合、各当事者は、終了日から90暦日以内に（または訪問者データに関して本関連契約または注文書において異なる保持期間の合意がなされた場合には当該保持期間内に）、自らが保有する他方当事者から受領した秘密情報または他方当事者のために作成もしくは受領した秘密情報を返却もしくは破棄するものとする。ただし、通常のバックアップ媒体に災害復旧のために保管され、適時に破棄される秘密情報、および削除されたファイルやその他の非論理的データタイプ（メモリダンプ、スワップファイル、一時ファイル、プリンターのスプールファイルおよびメタデータ等）といった潜在的なデータであって特殊なツールや技術なくしては一般的にアクセス不能と考えられる情報については、本項に定める秘密情報の返却または破棄の対象外とするが、両当事者は、かかる情報についても本関連契約に基づく不使用および不開示の義務を負うものとする。
 6. 本条の規定は、本関連契約の終了後5年間存続するものとする。ただし、(i)企業秘密（ソースコード、テクノロジー、アルゴリズムおよびプロトコルを含むが、これらに限定されない。）については、当該情報が適用ある法律に基づき企業秘密情報として保護され続ける限り、秘密情報とみなされ取り扱われるものとし、また(ii)顧客データは、永久的に顧客の秘密情報として取り扱われるものとする。
- ## 7. 個人データおよび顧客データ
1. コンテントスクエアは、(i)プライバシー保護に関する法律やデータ保護法およびその他の規制を含む、あらゆる適用法令を遵守するとともに、(ii)適切な物理上、技術上、管理上および組織上の保護を含む文書化されたデータプライバシーおよび情報セキュリティプログラムを維持するものとする。かかる保護には、(a)顧客データのセキュリティまたは完全性に対する予期される脅威または危険から顧客データを保護すること、(b)顧客データを不正な開示、改変、アクセスまたは利用から保護すること、(c)顧客データの適切な処分を確保すること、ならびに(d)すべての従業員、エージェントおよび下請業者が本項に掲げるすべての事項を遵守することを保証すること、が含まれるものとする。
 2. 顧客は、プライバシー保護に関する法律またはデータ保護法を含むあらゆる適用法令に従ってCSソリューションを使用するものとする。顧客は、顧客によるCSソリューションの使用がデータ保護法を含むあらゆる適用法令を遵守していることについて責任を負う。かかる責任には、(i)訪問者に対して顧客のプライバシーに関する取扱い（データの収集方法および使用方法を含む。）を明確かつ正確に通知すること（例：顧客サイトに目立つようにプライバシーポリシーを掲載する。）、(ii)訪問者データの収集に関するCSソリューションの使用ならびにCSソリューションに関するクッキーの設置および使用が適用法令を遵守していること、(iii)法律上要求される場合、同意を取得しかつその記録を保持すること、が含まれる。顧客は、本関連契約の条項に基づいて本顧客データを収集し、その処理を可能にする有効な合法的根拠を有することを保証する。顧客は、コンテントスクエア



をしてデータ保護法または他の適用法令に違反せしめるような作為または不作為を行ってはならない。

3. 顧客は、コンテンツスクエアが当該収集に明示的に書面で同意しない限り、CSソリューションが本関連契約に基づくサービスの提供に必要な収集対象個人データ以外の個人データを訪問者から収集することを目的とするものではないことを認識している。顧客は、収集対象個人データ以外の個人データがコンテンツスクエアに送信されることを防止するものとし、そのために少なくとも、顧客サイトおよびブラウザのバックエンドのうち個人データがCSソリューションにより（クッキー、JSエラーログまたは他のネットワーク通信等を介して）収集され、訪問者により（キーストローク等を介して）提供され、または（HTML内の予め記入されたデータ等を介して）表示される場所に対して、ドキュメンテーションまたはその他のツール等により提供される収集対象個人データ以外の個人データをブロックするためのスクリプトを実装するものとする。
4. 当事者のいずれかが収集対象個人データ以外の個人データがCSソリューションによって収集または表示されていることを認識した場合、各当事者は本関連契約または適用ある法律に基づく権利および救済を主張することができるほか、相互に誠実に協力して当該個人データをCSソリューションから削除することを合意する。本項に基づいて個人データを削除する必要がある場合であって、コンテンツスクエアにおいて当該個人データのみを削除することが商業上合理的でないかまたは技術的に実行可能でないと判断したときは、他の訪問者データについても合わせて削除することができるものとする。
5. 顧客は、CSソリューションによって収集された訪問者データについて、注文書に記載された期間中、自らの用に供することができる。かかる保持期間の後、コンテンツスクエアは訪問者データを消去するものとし、顧客は当該訪問者データにアクセスできず、当該訪問者データはその収集後13ヶ月以内に削除されるものとする。
6. 2016年4月27日付の欧州議会および理事会の一般データ保護規則（EU）2016 / 679に定義される個人データの処理に関して、両当事者は、両当事者が締結するデータ処理に関する補遺（以下「データ処理補遺」という。）が適用されることに合意する。両当事者がデータ処理補遺に署名しない場合、コンテンツスクエア標準データ処理契約（<https://contentsquare.com/privacy-center/data-processing-agreement/>）が適用されるものとする。データ処理補遺が締結された場合、両当事者はデータ処理補遺を遵守するものとし、データ処理補遺は、本関連契約の一部を構成するものとする。本関連契約および / または注文書の締結は、添付のデータ処理補遺および標準契約条項の締結とみなされるものとする。

8. データセキュリティ

コンテンツスクエアは、本マスターサービス契約の別紙Aセキュリティ基準（以下「セキュリティ基準」という。）を遵守するものとする。コンテンツスクエアは、下請業者およびコンテンツスクエアにサービスを提供する者がセキュリティ基準のうちそのサービスの性質上該当する部分を遵守することを保証する。

9. 保証

1. 顧客およびコンテンツスクエアはそれぞれ、以下の事項を表明し保証する。
 - (1) 日本法に基づいて適法に設立され、有効に存続する事業体であること。
 - (2) 本関連契約を締結し、その義務を履行するために必要なすべての権利能力および権限を有していること。
 - (3) 本関連契約の締結および履行は正当に授権されており、本関連契約は適法かつ有効な拘束力ある合意を構成し、その条項に従って強制履行が可能であること。ただし、その強制履行可能性は破産、支払不能、更生、猶予、および類似の法律により制限される場合がある。



- (4) 本関連契約の締結および義務の履行は、両当事者を拘束する法令に違反せず、また、両当事者はそれらに必要な許可、同意およびライセンスを取得していること。
2. コンテントスクエアは、顧客に対し、以下の事項を表明し保証する。
 - (1) CSソリューションは、顧客による利用期間中、第三者の知的財産権または他の財産権を侵害、または不正使用しないこと。
 - (2) 合理的に適切かつ専門的な方法でCSソリューションおよび追加サービスを提供すること。
 - (3) コンピュータウイルス、マルウェアまたは類似の悪意のあるソフトウェアを顧客のコンピュータおよびネットワーク環境に故意にインストールさせず、またかかるコンピュータウイルス等がCSソリューションを通じてインストールされないようにするための合理的な措置を講じること。
 - (4) サービスレベルコミットメントを遵守すること。
 3. 本関連契約に明示的に定める場合を除き、コンテントスクエアは、明示か黙示か、また口頭か書面かを問わず、正確性、品質、性能、商品適格性および特定の目的に関する適合性を含め、CSソリューション、スクリプト、ドキュメンテーションまたは追加サービスに関するいかなる表明または保証も行わず、それらに関するあらゆる状態や条件について免責されるものとする。コンテントスクエアは、CSソリューション、スクリプト、ドキュメンテーションまたは追加サービスが、顧客のニーズを満たすこと、またはエラーがないことを保証するものではなく、またCSソリューションの動作が中断されないことについても保証するものではない。顧客は、顧客によるCSソリューションの使用および当該使用から得られた結果について、単独で責任を負う。コンテントスクエアは、CSソリューションまたは顧客の指示に基づく行為に関連して顧客がコンテントスクエアに提供した情報、指示またはスクリプトについて過誤または遺漏があったことに起因して顧客に損害が生じた場合、一切責任を負わないものとする。CSソリューション、スクリプト、ドキュメンテーションまたは追加サービスは、現状有姿で顧客に提供されるものである。本項の除外および免責事項は、本関連契約の重要な一部であり、サービスの対価を決定するための基礎となる。
 4. CSソリューションへのアクセスについては、インターネットおよび電子通信の性質上、制限、遅延、その他の問題が生じることがある。コンテントスクエアは、かかる問題に起因する遅延、納品の不備またはその他の損害について一切責任を負わないものとする。顧客は、インターネットの特徴および制約について熟知しており、特に、情報およびデータ送信ならびに侵入妨害システムの信頼および技術的安全レベルが限定的であることを理解し、了承する。

10. 補償

1. コンテントスクエアは、本第10条の規定に基づき、(i) CSソリューションによる第三者の知的財産権の侵害に基づく顧客に対する請求または訴訟（以下「侵害請求」という。）に関して顧客を防御し、またはその裁量により和解を行い、(ii) 当該侵害請求に関連して顧客が最終的に負担した損害、費用、合理的な弁護士費用につき補償し、顧客に損害を与えないものとする。ただし、顧客は以下の事項を遵守するものとする。
 - (1) コンテントスクエアに対して、侵害請求の詳細を合理的に把握することができる通知を速やかに行うこと。
 - (2) 当該侵害請求の防御および和解に関してコンテントスクエアに合理的に協力すること。
 - (3) コンテントスクエアに、侵害請求を防御または和解する権限を付与すること。
 - (4) コンテントスクエアの事前の書面による許可がある場合を除き、侵害請求について認諾、合意もしくは和解、またはその他侵害請求に関するコンテントスクエアによる防御または解決の妨げとなる行為を行わないこと。
2. 侵害請求の防御または解決において、コンテントスクエアは、その単独の裁量および費用において以下の事項を遵守するものとする。



- (1) 本関連契約の条件に基づきCSソリューションを継続して使用する権利を顧客のために確保すること。
 - (2) 顧客に追加の費用負担が生じない方法で、知的財産権の侵害を回避するためにCSソリューションを修正または交換すること。ただし、当該修正または交換は、侵害を回避するために、CSソリューションが提供する機能に重大な悪影響を及ぼし、またはその機能を低減するものであってはならないものとする。
 - (3) 第1号および第2号に定めるいずれの措置も商業的に実行可能ではないとコンテンツスクエアが合理的に判断する場合、コンテンツスクエアは、本関連契約を終了することができ、その場合、コンテンツスクエアは、終了日の時点で前払済みかつ未使用の契約料金を顧客に返金するものとする。
3. 第1項および第2項にかかわらず、コンテンツスクエアは、CSソリューションによるとされる侵害が、(i) CSソリューションまたはスクリプトと顧客のサービス、ソフトウェアまたは他の素材との組合せに関連して生じた場合、(ii) 顧客がコンテンツスクエアによる説明と異なる方法または本関連契約もしくはドキュメンテーションにより許可されていない方法でCSソリューションを使用したことにより生じた場合、または(iii) コンテンツスクエアまたはコンテンツスクエアの下請業者以外の者によるCSソリューションまたはスクリプトの変更起因する場合、当該侵害に対して責任を負わないものとする。
 4. 本条は、本関連契約に基づく解除権を除き、CSソリューションによる第三者の知的財産権の侵害または侵害の申立てに関するコンテンツスクエアの全責任を規定するものであり、顧客の排他的救済を定めるものとする。

11. 責任の制限

1. 本条は、本関連契約に基づき発生する当事者（当該当事者の従業員、代理人または下請業者の作為または不作為に起因する責任を含む。）の責任を定めるものであり、(i) 本関連契約に起因または関連する義務の違反（黙示か明示かを問わない。）、(ii) 顧客によるCSソリューションおよびスクリプトの使用、および(iii) 本関連契約に起因または関連する表明、声明、不法行為（過失を含む。）または法定の義務の違反に関するものを含め、全ての経済的な責任を規定するものである。
2. いずれの当事者も、利益の喪失、契約の喪失、事業機会の喪失、収益の減少、営業時間の喪失、業務上の効率性の喪失、予期される貯蓄の喪失または設備もしくは手続の利用の喪失、営業権の喪失もしくは損失、データもしくは情報の喪失もしくは破損、純粋な経済的損失、または本関連契約に基づき発生する付随的損害、特別損害、派生的損害もしくは間接的損失もしくは損害について、他の当事者に対して責任を負わないものとする。
3. 本関連契約またはその履行に起因または関連して発生する各当事者の責任は、請求権が発生した日の直前12ヶ月間に関連する請求書に基づき顧客がCSソリューションに対して実際に支払った契約料金の範囲に限定されるものとする。
4. 本関連契約の他の規定にかかわらず、本関連契約のいかなる規定も(i) 詐欺、重過失もしくは故意の違法行為、(ii) 当事者の重大な過失に起因する死亡もしくは人身傷害、または(iii) 適用ある法律により制限もしくは除外することができないその他の責任について、当事者の責任を排斥または制限するものではない。
5. コンテンツスクエアは、(i) 顧客による顧客サイトへのスクリプトの統合に起因する損害、(ii) 本関連契約に関連して顧客からコンテンツスクエアに提供された情報、指示またはスクリプトにおける過誤または遺漏に起因する損害、または(iii) 顧客により、もしくは顧客のために顧客サイトで公開されたコンテンツまたは顧客の指示に基づきコンテンツスクエアが行った行為について一切責任を負わないものとする。



12. 料金および支払い

1. 顧客は注文書に定める契約料金を支払うものとする。契約料金は注文書に基づいてコンテンツスクエアにより請求される。注文書に別段の記載がない限り、顧客は請求書を受領してから30日以内に支払う。ページビューが契約期間中の任意の12ヶ月間に注文書に定めるページビューの上限数を超過した場合、顧客は、その時点で適用されるコンテンツスクエアの料率または注文書で合意された超過料金率に基づき、当該12ヶ月間について超過使用料を支払うものとする。
2. すべての支払いは、顧客の費用負担において、SWIFTまたは電信送金により行われなければならない。コンテンツスクエアは、本関連契約に基づく顧客の支払義務に関連する取引手数料を負担しないものとする。顧客が本関連契約に基づく義務の履行について書面による督促を受領した後10日以内に本関連契約に基づく支払いを行わない場合、コンテンツスクエアは、(i) 支払期日から未払金（適用される遅延利息を含む。）が全額支払われる日まで、月利1.5%または適用ある法律で許容される最高利率のいずれか低い方の利率で、利息を請求することができ、また(ii) 顧客の義務が完全に履行されるまで、CSソリューションの全部または一部の利用を停止することができる。顧客が本関連契約に基づく支払義務を履行しない場合、コンテンツスクエアは、当該不履行に起因してコンテンツスクエアが被ったすべての費用、料金または経費を顧客から全額回収することができるものとする。
3. 当初期間の契約料金は注文書に定める価格とする。当初期間後においては、当事者が注文書で別段の合意をした場合を除き、注文書に定める価格は、サービスの範囲が異なる限り、毎年1月1日に3%を超えない範囲で改定することができる。
4. 注文書に記載されるすべての契約料金は、(i)（注文書に別段の詳細がない限り）米ドルで支払われるものとし、(ii) 付加価値税（VAT）および/または別途評価され請求される他の適用ある税または手数料（消費税、利用税または他の取引に基づく税、付加価値税または非居住者源泉徴収税を含む。）を含まず、また(iii) 本関連契約に定める場合を除き、解約または返金されないものとする。顧客が州消費税控除の対象となる場合、顧客はコンテンツスクエアに対し、顧客によるサービス購入が消費税の負担を生じせしめることがないように、必要または有用なあらゆる消費税控除に係る文書を提供し、必要な措置を講じるものとする。適切な控除証明書が本関連契約の締結時にコンテンツスクエアに提出されない限り、顧客は、消費税を負担するものとする。顧客は、コンテンツスクエアの純利益、給与または財産に関する税金の支払いにつき、責を負わないものとする。
5. 顧客は、完全かつ正確な請求書の宛先および連絡先に関する情報をコンテンツスクエアに提供し、また当該情報の変更をコンテンツスクエアに通知する責任を負う。
6. 顧客フォームの発注書に含まれる条件は、便宜のみを目的とするものとみなし、両当事者を拘束しないものとする。

13. 契約期間および終了

1. 本関連契約は、注文書発効日付で効力を生じ、当初期間の間継続するものとする。当初期間後、本関連契約は、注文書に別段の定めがない限り、当初期間と同一の期間（以下「更新後期間」という。）自動的に継続するものとする。ただし、いずれかの当事者が、当初期間または更新後期間の末日の90日以上前に相手方当事者に本関連契約を終了する旨を書面で通知した場合、本関連契約は当初期間または当該更新後期間の末日をもって終了する。
2. いずれの当事者も、相手方当事者に本関連契約の重大な違反が生じ、当該違反に関する書面による通知を受領した後30日以内に当該違反を是正しない場合、相手方当事者に書面で通知することにより、本関連契約を終了することができる。ただし、本項による解除は解除した当事者が本関連契約に基づき有する他の権利または救済措置を妨げるものではない。



3. いずれの当事者も、(i) 法律、規則または規制により要求される場合、および(ii) 他方当事者が本関連契約の秘密保持条項に違反する場合、書面により通知することにより即時に、本関連契約の全部または一部を解除することができる。
4. 本関連契約の終了と同時に、(i) 本関連契約に基づき各当事者が他方当事者に付与したすべての権利は直ちに終了し、(ii) 顧客は、顧客サイトからスクリプトのすべてのコピーを削除し、当該終了日から10営業日以内にコンテンツスクエアに書面で削除した旨を証明するものとする。また、(iii) CSソリューションに保管されているすべての訪問者データは、顧客がコンテンツスクエアに対して書面で早期の削除を要請しない限り、終了日から90日以内に削除されるものとし、(iv) 顧客は、CSソリューションまたはスクリプトのすべての利用を直ちに中止するものとする。
5. 本関連契約または注文書が終了した場合、顧客は、当該注文書に基づき支払うべきすべての金額（もしあれば）をコンテンツスクエアに支払うものとする。顧客が第2項または第3項に基づき正当な理由により本関連契約または注文書を終了した場合、コンテンツスクエアは、既に受領した契約料金から、当該終了日から契約期間の満了日までの期間に相当する割合の金額を顧客に払い戻すものとする。
6. 本関連契約に基づくすべての義務のうち、注文書または本関連契約の終了後も存続する旨明記されているものおよび性質上存続することが意図されているものは、当該注文書または本関連契約の終了後も存続するものとする。

14. 総則

1. 見出し

本関連契約の条項の見出しは、参照の便宜のためにのみ付されており、法的効力を有さないものとする。

2. 不可抗力

本関連契約に基づく顧客の契約料金の支払義務を除き、各当事者は、不可抗力のために本関連契約上の義務を履行することを妨げられた場合、他方当事者に対する責任を負わないものとする。「不可抗力」とは、当事者が合理的に支配または管理することができない回避不能の原因、事由または状況を意味するものとし、戦争、テロ、内乱、軍事的騒乱、政府の行為もしくは規制、原子力災害もしくは自然災害、地震、火災、洪水、エピデミックまたはパンデミックを含むがこれらに限定されない。当事者が不可抗力により本関連契約に基づく義務を履行できない場合、相手方当事者は、当該不履行または履行遅延により被る損害を軽減するために最善の努力を尽くすものとする。不可抗力により本関連契約の義務を履行できない当事者は、当該不可抗力の発生状況および詳細を速やかに相手方当事者に通知するものとする。コンテンツスクエアに不可抗力が生じた場合において、顧客に対する不可抗力の通知後60日間不可抗力が継続する場合、コンテンツスクエアは支払済みの契約料金のうち当該60日を経過した日以降の期間に相当する割合の料金を顧客に返還するものとする。

3. 商業的参照

顧客は、コンテンツスクエアに対し、顧客をコンテンツスクエアの顧客として特定するためにのみ、顧客の名称、ロゴまたは顧客に関連する他の識別用語もしくは標章の全部または一部を使用しかつ表示する権利を付与する。顧客は、理由の如何を問わず、コンテンツスクエアに書面で通知することにより直ちに当該権利を撤回することができる。

4. カスタマーロイヤリティプログラム

注文書に別段の規定がない限り、顧客は、コンテンツスクエアがコンテンツスクエアのカスタマーロイヤリティプログラム（以下「カスタマーロイヤリティプログラム」という。）に参加者として顧客を含めることに同意する。顧客は、その裁量によりいずれのユーザーをカスタマーロイヤリティプログラムに参加させるかを選択し承認することができる。顧客は、ユーザーをカスタマーロイヤリティ



プログラムに参加させる義務を一切負わず、またコンテンツスクエアが顧客のカスタマーロイヤリティプログラムへの参加として期待する水準や結果にかかわらず、カスタマーロイヤリティプログラムへの参加の有無により罰金や手数料を徴収されることはないものとする。カスタマーロイヤリティプログラムに関する詳細は、本関連契約の添付別紙Cに記載される。

5. 勧誘禁止

いずれの当事者も、本関連契約の期間中および終了後12ヶ月間、他方の当事者の事前の書面による同意なしに、直接的または間接的かを問わず、自らまたは第三者の代理人として、単独または第三者と共同で、他方の当事者またはその関連会社の人員を勧誘してはならないものとする。本項の解釈上、「人員」とは、当事者が雇用し、またはパートナー、従業員もしくは独立した契約者として起用する個人または事業体であって、本関連契約に関連して相手方当事者が直接接触する者を含む。本項は、(a) かかる人員が公の広告に応募する場合、または (b) 当該人員が人材あつせん会社を起用する場合、または (c) 当該人員から当事者に連絡する場合には適用されないものとする。

6. 移転および譲渡

いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意なく、本関連契約に基づくその権利または義務を譲渡することはできない。ただし、いずれの当事者も、他方当事者の同意なしに、本関連契約ならびに本関連契約に基づく権利および義務を以下の者に譲渡することができる。

- (1) 現在または将来の関連会社（ただし、譲渡当事者は当該関連会社の本関連契約上の義務の履行について引き続き第一次的な責任を負うものとする。）
- (2) 合併またはその他の方法により、当事者の資産、株式または事業の全部または実質的に全部を取得する個人または事業体。

7. 変更および権利放棄

本関連契約の修正もしくは変更または本関連契約に基づく権利の放棄は、両当事者が書面により合意しない限り、効力を生じないものとする。本関連契約のいずれかの条項の履行の遅延または不履行は、当該条項に関する権利の放棄を構成しないものとする。

8. 分離可能性

本関連契約のいずれかの条項またはそのいずれかの当事者もしくは状況への適用が、いずれかの法域において無効、違法または執行不能と宣言された場合、当該条項は、当該法域との関係では契約から分離され（法律で許容される限度で他の法域には影響しないものとする。）、本関連契約のその他の条項に影響を及ぼさないものとする。両当事者は、当該分離された規定の趣旨および経済的影響に最も近似した有効な規定を当該規定に代えて適用することに同意する。

9. 両当事者の関係

両当事者は独立した契約者であり、本関連契約のいかなる規定も、両当事者間にパートナーシップ、合弁事業、共同事業またはその他の関係を構成するものと解釈されてはならない。いずれの当事者も、いかなる目的においても、相手方当事者の従業員、代理人、パートナーまたは法定代理人とはみなされず、また相手方当事者に代わって義務または責任を創出する権利または権限を有しないものとする。両当事者は、第三者が相手方当事者を自らの代表者または代理人と認識しないよう、あらゆる予防措置を講じるものとする。

10. 通知

別段の指示がない限り、本関連契約、データ処理補遺または注文書に基づくすべての通知は、日本語で、書面により、以下の宛先に宛ててなされなければならない。ただし、各当事者は、本条に従って相手方当事者に通知することにより、通知の宛先を変更することができる。

- (1) コンテンツスクエアに通知する場合: legal@contentsquare.com
- (2) 顧客に通知する場合: 注文書に記載された郵送先住所もしくは電子メールアドレス

11. 優先順位



本マスターサービス契約書およびその中で言及されている文書の規定に関して矛盾が生じた場合、当該矛盾する規定の間の優先関係は以下の順とする。

- (1) 補遺
- (2) 注文書
- (3) 本マスターサービス契約

12. 準拠法および管轄

本関連契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本関連契約に起因または関連する紛争または請求（契約に基づかない紛争または請求を含む。）が生じた場合、両当事者は、東京地方裁判所が第一審の専属的裁判管轄権を有することに合意する。

13. 完全合意

本関連契約およびそこで言及される文書は、両当事者間の完全な合意を構成し、関連する両当事者間のすべての従前の合意事項（顧客の発注書を含む。）に取って代わるものである。各当事者は、本関連契約を締結するにあたり、本関連契約に明示的に規定される場合を除き、いかなる記述、表明または保証（明示か黙示かを問わない。）にも依拠しておらず、また当該記述、表明または保証に関していかなる権利または救済措置も有さないことを了承する。ただし、当該従前の合意に関して一方当事者に契約違反があった場合を除く。各当事者は、本関連契約の締結に際して、本関連契約に明示的に記載されているもの以外の口頭または書面による陳述、担保または他の保証、表明または誓約（または相手方当事者による陳述、保証、表明または誓約に関する不履行または不作為）に依拠していないことを表明し保証する。本関連契約は副本をもって締結することができ、各副本は原本とみなされ、そのすべてをあわせて1個の証書を構成するものとする。本関連契約はファクシミリまたは電子的データ（PDF）により締結することができる。